自動体外式除細動器(AED)賃貸借長期継続契約仕様書

1.	物件名	自動体外式除細動器(AED)賃貸借長期継続契約
2.	数量	5台
3.	参考機種	● CU-SPR(株式会社CU)
4.	同等品	上記、または同等機種以上
		<同等品での入札参加を希望する場合> 入札質問受付期間内に同等品承諾願及び銘柄・規格等が容易に判断できる資料
		(カタログ等)を添付して、スポーツ課の承諾を得てください。
5.	機能・性能	 AED 本体、付属品及び消耗品は新品であること。 JRC(日本版)ガイドライン2020に対応する機種であること。 AED 本体、除細動パッドとも医療機器として薬事法上の承認を得ていること。 フタを開けることにより自動的に電源が入る等、機能性が簡便であること。 電極パッドは本体に接続された状態で本体内に保管されていること。また、電極パッドはキャリングケース内に収納されていること。 毎日、AED 本体・電極パッド・バッテリーについてセルフテストを行い、AED の使用可否をステータスインジケーターに表示し、目視にて確認できること。 AED 本体が小児への使用を許可された機種であること。 電極パッドは成人/未就学児共用で使用できること。 バッテリーは待機寿命が複数年以上であり、充電式でないこと。 ペースメーカーパルスが解析に影響を与えないこと。 動作・待機時の温度条件は0~50℃の範囲内であること。 AED 本体の防塵・防水の外装保護はIP66以上であること。 本体の保証期間は5年であること。
6.	付属品および消耗品	本体1台に付属する装置等は次のとおりとする ① AED 本体(バッテリー1個を含む) ② 小学生~大人/未就学児用電極パッド 2組 ③ キャリングケース 1台 ④ レスキューキット 1組(タオル・ハサミ・蘇生用マウスピース・剃刀) ⑤ 収納ケース(スタンド型収納ケース、壁掛け型ケースなど) ⑥ 取扱説明書 1部

7. 保守条件等 ● 保証期間は AED 納入後5年とし、故障等が生じ 正常な状態に回復させること。	/に场点は、担ヨ投刑員を水指し
	L
● 設置機器に保守担当者の連絡先を明記すること	
● AED 設置場所を表示するシールを各施設に貼り	
● 6. 「付属品および消耗品」に記載した①及び②	
各々使用期限経過前に設置場所へ納入するこ	
を使用した場合には②及び④を速やかに設置す	
常に使用できるように必要に応じ設置場所へ約	外入すること。
● 賃貸借期間中の故障・盗難・破損(故意及び使用	用者の重過失、天災等は除く。)
等により AED が使用できなくなった場合、機器	の交換・修繕等を追加料金なし
で行うこと。また、修理中は代替品を無償で提供	共すること。
● 緊急時の故障において、コールセンターを有し、	取扱メーカーが迅速に対応可
能であること。	
● 保守に要する費用は全て契約に含むものとする) ₀
● 本装置を納入した日から履行期間までの間、市	は、本サービスを無償で受ける
ことができる。	
8. 履行期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	
9. 設置(納入)期限 令和7年10月30日(木)まで	
10. 設置(納入)場所 ①鳴門勤労者体育センター 1台	
(住所:鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜35番地の8	8 TEL:088-684-1304)
②鳴門市体操場 1台	
(住所:鳴門市大津町備前島字松の本219番地	TEL:088-684-1304)
③鳴門市総合運動場 1台	
(住所:鳴門市撫養町斎田字大池76番地 TEL:	088-684-1304)
④鳴門市桑島テニス場 1台	
(住所:鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜8番地2 T	EL:088-684-1304)
⑤鳴門市剣道場 1台	
(住所:鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜35番地 T	EL:088-684-1304)
11. 入札価格 ◎AED本体と付属品の借上及び保守料金(60か月))
● 入札価格は1か月分の本体及び付属品の借上	- 料と保守料金の合計額(税抜)
を入力すること。	
● 期限の切れた消耗品及び本体使用後の消耗品	品の納入に係る費用を含むこと。
● 盗難、破損、故障時の交換費を含むこと。	
● 機器納入時の設置作業(壁掛金具を含む)及び	ぶ期間満了後の撤去費用を含む
ے کی ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔ ۔	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
10 却约士注	
長期継続契約による	

13.	支払い方法	入札価格に100分の110を乗じた金額に、さらに設置台数(5台)を乗じた額を月額
		とし、毎月後払いとする。
14.	その他	● 受注者は高度管理医療機器等販売業及び賃貸業の許可を受けていること。
		● この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものと
		する。